

## 道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更した。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市南区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 21 年 2 月 12 日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区間	変更前後別	敷地の	
				幅員 (m)	延長 (m)
県道	白根黒埼線	新潟市南区菱潟字下居屋敷 896 番 1 地先から 新潟市南区鑄物師興野字堀内 209 番 1 地先まで	前	6.0~19.0	95.5
			後	6.0~20.4	94.5